

【私立保育所等に勤務する皆さんへ】

北上市奨学金の返還額を減免します

北上市では、市内の私立認可保育所等に勤務し、保育士等の資格を有している市奨学金の返還者に対して、奨学金の返還を1/3に減免（※）することで、皆さんの生活を応援します。

※減免期間は最大5年間

減免の対象となる方

市奨学金を新たに返還する方または返還中の方で、次のいずれも満たしている方が対象となります。

- (1) 市内の私立認可保育所等（保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）に次の条件で勤務する方
【勤務条件】① 1日6時間以上かつ月20日以上勤務している
② 保育所等と無期限又は1年以上の雇用契約等を締結している
- (2) 保育士、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のいずれかの資格を所有している方
- (3) 市税及び市奨学金返還金を滞納していない方

返還減免の金額

上記の条件を満たしている年度の返還額の2/3
(上限：貸与総額の1/15)

- ※ 1回の申請につき、単年度の返還減免となります。条件を満たしていれば、最長5年間連続で、毎年減免することができます。
- ※ 本減免制度終了後に、地元定住支援奨学金返還金減免制度も利用可能です。



【お問い合わせ】

北上市教育委員会 教育部総務課
TEL : 0197-72-8256

詳しくは

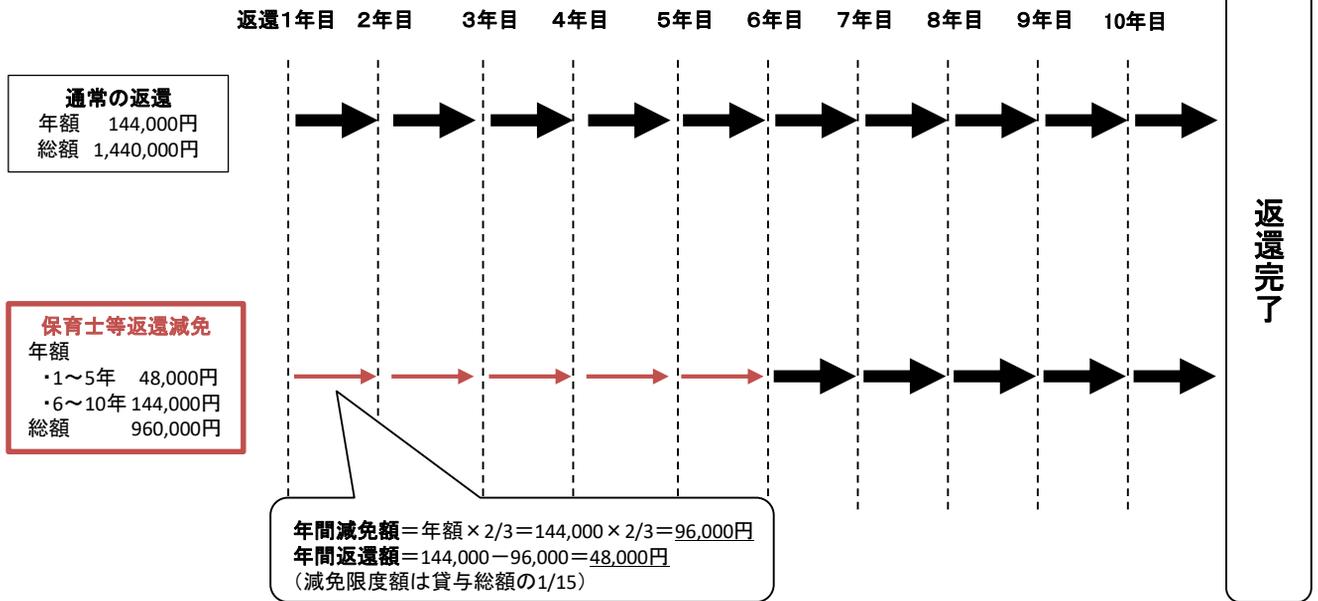
北上市奨学金 保育士減免



で検索

返還減免のイメージ

例) 大学4年間の貸与総額1,440,000円を10年間で返還する場合



Q&A

Q. 返還減免の手続きをしたいのですが、どうすればよいですか。

A. 返還減免を受けたい月の前月までに、教育部総務課へ申請書及び必要書類を提出してください。申請書用紙は、返還開始の手続きの御案内の際、一緒に配布しますので、そちらをご確認ください。

なお、1回の申請で減免できるのは1年度分のみです。

Q. いつから返還の減免を受けられますか？

A. 申請後、減免条件をすべて満たしていることを市で確認することができれば、申請した月の翌月から返還金額を減免します。

なお、申請した月までの返還金を遡って減免することはできません。

Q. 返還の減免を受けている途中に、市外の保育所に転勤した場合、減免は適用されますか？

また、その後再び市内の保育所に転勤した場合は、再度減免を受けることはできますか？

A. 年度途中に市外に転勤又は転職しても、減免決定した年度の分は減免されます。

また、次年度途中で再度市内の保育所等に転勤した場合も、減免条件を満たしていれば、申請の翌月から再び減免を受けられます。ただし、前年度も減免を受けた方に限ります。

～ その他御不明な点はお問い合わせください ～